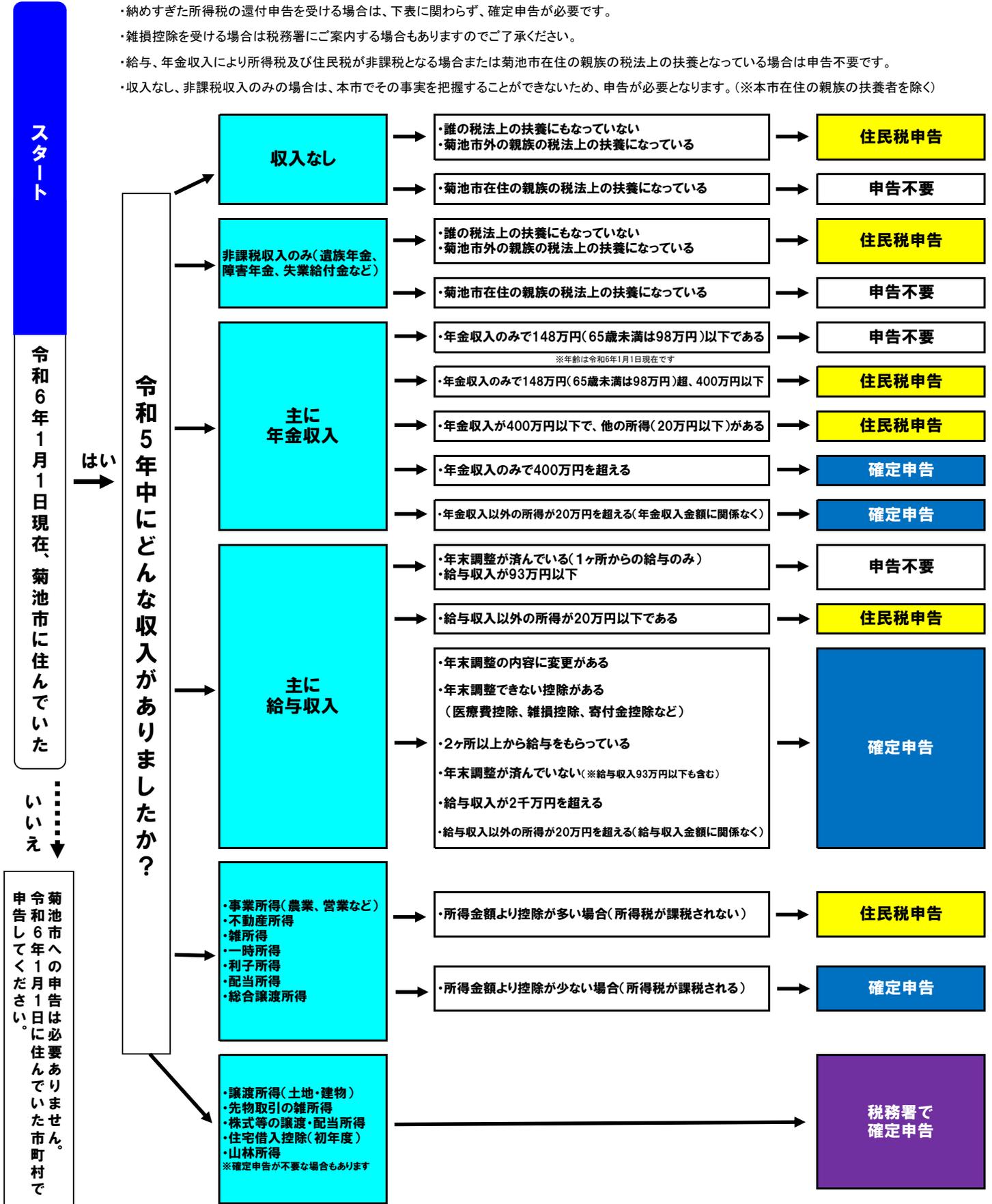


◎申告フローチャート

あなたが申告をする必要があるか確認してみましょう

- ・この表は、簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点等はお問い合わせください。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず、確定申告が必要です。
- ・雑損控除を受ける場合は税務署にご案内する場合がありますのでご了承ください。
- ・給与、年金収入により所得税及び住民税が非課税となる場合または菊池市在住の親族の税法上の扶養となっている場合は申告不要です。
- ・収入なし、非課税収入のみの場合は、本市でその事実を把握することができないため、申告が必要となります。(※本市在住の親族の扶養者を除く)



※住民税はその年の1月1日に住んでいた市町村で前年分の所得に対して翌年度に年額で課税されます